

【漢検漢字文化研究奨励賞】優秀賞

『万葉集』の訓字主体表記に見える二種の仮名―表記環境による字母の違い―

早稲田大学文学部文学研究科 博士後期課程3年 澤崎 文

1、仮名字母の性格について

『万葉集』の万葉仮名には、同一音節をあらわすために複数の字母が存在する。例えば、音節シには、一字一音のものだけでも二十八種類もの字母が使われている。

【『万葉集』中のシをあらわす仮名字母】

(音仮名) 之、思、師、四、志、斯、紫、指、時、子、信、此、僧、新、死、司、芝、詩、式、次、寺、旨、事、偲、詞
(訓仮名) 為、石、磯

このような字母の違いは、『万葉集』の複数の表記者による、用字傾向の違いとも考えうるが、実際は一首の歌の中で数種類の字母が併用されることも少なくない。その場合、複数の字母が選択可能な状況で、表記者はその時々によってある一つの字母を選択していることになる。

上代の万葉仮名字母がもつ性格の違いについては、資料の位相の違いや、表記体の違いによるものがこれまで様々に述べられてきた。早くに春日政治(一九三三)は、正倉院仮名文書に使用される万葉仮名が、記紀万葉に使用されるものと異なることを指摘し、それを「通俗常用」のものとして「潤色的に複雑」となったものとの違いであると述べている。同様に亀井孝(一九五七)、大野透(一九六二)も、記紀万葉を初めとする上代の様々な仮名資料を概観し、資料の位相差によって「平俗な用字」(亀井)とか「通俗的用字」、「重厚な用字」(大野)といった違いがあったと考えている。こういった資料の位相差から見られる使用字母の性格の違いを、漢字音に対する表記態度の違いによるものと考えたのは、犬飼隆(一九七三)であった。犬飼は、万葉仮名が分化して、漢字音に忠実で語形を正確に表示しようとするベクトルのものと、漢字音に必ずしも忠実ではなくても、手間をばういて簡略にあらわそうとするベクトルのものが存在したと考えた。そして前者が記紀万葉などの高い知識を要する資料に、後者が私的な文書など日常的な資料に使用されるとし、表記態度の違いが字母の使用に反映されていることを立証した。また、沖森卓也(一九八九)は、仮名が使用される文体や表記体による使用字母の違いを指摘している。例えばノ乙類について、同じ『万葉集』の中でも、「漢字仮名交じり文」である訓字主体表記には「乃」が、「万葉仮名文」である仮名主体表記には「能」が使用されることを指摘した。このことは、前述した資料の位相差にも関係するものであるが、位相の違いという捉え方に加えて、文体や表記体を観点に取り入れたことは注目すべきであろう。訓字主体表記に「乃」が、仮名主体表記に「能」が多く用いられ、とりわけ「乃」は多く格助詞の表記に用いられることから、「能」は特定の語とは結びつかない独立的な性格をもつものと考えた。さらに沖森は、漢字音の面から、実用的な用途の《藝》の文書には「乃」を用いたが、『古事記』や『万葉集』の仮名主体表記のような《晴》の意識がある文書では「能」を用いたと考え、表記体による仮名字母の違いを文書の用途の違いへと帰納したのである。

このように、資料ごとの位相や文体・表記体の違いから異なる万葉仮名の字母が使われたことは、ある程度明らかにされてきている。本稿では、『万葉集』という一つの資料の中で、訓字主体表記という表記体の内部においてもなお、仮名が書かれる環境によって異なる字母を使う傾向があることを指摘したい。従来指摘されてきたことは別の視点から、字母の性格に二種類のものがあることを示し、その意味を考察する。なお、本稿における『万葉集』の本文・訓などは、塙書房刊『萬葉集 本文篇』により、品詞の認定には塙書房刊『萬葉集電子総索引 CD-ROM』も参考としたが、一部私に改めたところがある。

二、正訓字間・仮名間に使用される字母

『万葉集』の表記体は、正訓字を主体とし、万葉仮名を交える訓字主体表記と、ほとんど全体を一字一音の音仮名であらわす仮名主体表記との二種に大きく分けられる！

【訓字主体表記】(巻一〜四、六〜十三、十六)

例) 昔見之 むかしみし 象乃小河乎 ささのをがほを 今見者 いまみれば 弥清 いみきやく 成尔来鴨 なりにつくるかも

(巻三・三二六)

【仮名主体表記】(巻五、十四〜十五、十七〜二十)

例) 安思比奇能 あおほひのき 夜麻毛知可吉乎 やまもろちかき 保登等藝須 ほととぎす 都奇多都麻泥尔 つきたつまで 奈仁加吉奈可奴 なにかきなかぬ

(巻十七・三九八三)

『万葉集』の表記は一見漢字が連なっているばかりであるが、その内実は複雑である。仮名主体表記の方は比較的単純で、文字の種類が音仮名のみにはほぼ統一されているため、極端に言えばすべての漢字を音よみしていけばよめてしまう。対する訓字主体表記は、正訓字・訓仮名・音仮名を一つの表記体の中に交えている。そのため読者は、そこに書かれている漢字が正訓字として字義を捉えてよむべき文字か、もしくは訓仮名として訓よみするけれども字義は捉える必要のない文字か、はたまた音仮名として音よみし字義を捉えない文字かという、文字の性質を考える必要がある。万葉仮名は、字形としては漢字と変わるところがないため、訓字主体表記は一見したところ漢字ばかりの文字列で、個々の漢字に仮名か正訓字かを判断する指標があるわけではない。そのためこの漢字と仮名の混在した表記が、歌の正しい語形をよみ取ることを困難にしていると思われる。このような複雑な様相をなしている訓字主体表記には、正しくよむために何らかの工夫がなかったかということが本稿の問題提起となる。正訓字に交え用いられる仮名と、仮名が並ぶ中に用いられる仮名とは、同じ訓字主体表記内でも何らかの傾向が見られるしなやかと考える。

訓字主体表記における字母の使用箇所を確認する手順として、まず『万葉集』の訓字主体表記に見られる一字一音の音仮名²⁾を調査の対象とする。さらに、各音節をあらわす異なる字母の傾向を調べるため、万葉仮名の用例が複数の字母にわたって各字母にそれぞれ三〇例以上ある音節のみを取り扱う。その上で、前後が正訓字である環境に仮名が現れる数と、前後が音仮名である環境に仮名が現れる数とを字母ごとに示したのが表 1³⁾である。

訓字主体表記では、多くの自立語が正訓字であらわされ、万葉仮名であらわされる語は付属語や活用語尾、接辞など、漢訳できないものが多い。この事情もあって、音節によっ

【表1：前後の文字別字
母使用回数表】

音節	字母	前後の文字	
		正訓字	音仮名
ア	安	0	24
	阿	0	11
カ	可	50	59
	加	8	14
キ甲	伎	3	14
	吉	1	10
	ほか	0	2
コ乙	許	0	21
	己	0	7
	ほか	0	2
サ	左	26	15
	佐	3	17
	ほか	5	7

音節	字母	前後の文字	
		正訓字	音仮名
シ	之	370	40
	思	10	48
	師	51	2
	四	28	18
	志	18	12
セ	ほか	4	7
	世	5	17
	勢	3	7
	ほか	0	0
	登	83	15
ト乙	等	63	5
	ほか	4	1
ニ	尔	1519	38
	二	117	2
	ほか	10	10
ノ乙	乃	891	13
	能	48	7
	ほか	0	0

節は少なく、表に挙げたほとんどの音節において、頻繁に使用される字母とそうでない字母といった使用頻度の差が存在する。このような、音節自体の事情と各字母の使用頻度という事情を考慮してもなお、表1からは、同一音節をあらわす字母として異なる傾向をもつと考えられるものが看取できる。

各字母が正訓字の間か音仮名の間かのどちらの環境に偏って現れるかを見るわけだが、全体的には多くの音節において、どの字母も同じ環境に偏る様子を見せる。例えば、「カ」をあらわす「可」／「加」は、それぞれ正訓字間に五〇例／八例、音仮名間に五九例／一四例と、どちらの字母も音仮名間における用例の方が多く、仮名を使用する環境によって異なる字母が現れるということはない。これがいわば両字母を恣意的に使用した際の自然な状態であろう。しかし、特に「サ」「シ」「ム」「ヤ」については、特殊な傾向が見られる。具体的には、「サ」をあらわす「左」／「佐」は、それぞれ正訓字間に二六例／三例、音仮名間に一五例／一七例と、「左」は正訓字間に用例が多く、「佐」は音仮名間に用例が多いという、相異なる傾向を見せているのである。他の音節も「之」⁴／「思」／「牟」／「武」／「也」／「夜」に同様の傾向が見られる。つまり、「サ」「シ」「ム」「ヤ」の四音節について、次のような異なる傾向をもつ二種の仮名字母が見られるということである。

【正訓字間に多く現れる字母】 左 之 牟 也
【音仮名間に多く現れる字母】 佐 思 武 夜

沖森(二九八九)では、「ノ乙類」に用いる「乃」「能」について、「乃」が助詞ノの表記を担い、「能」は特定の語を表記する性格はないとして、字母の違いを表記する語による違いと捉えている。そこで、「サ」「シ」「ム」「ヤ」の使用傾向が表記する語によるものか、正訓字間／音仮名間といった環境によるものかを確認したい。それぞれの字母が、どのような語の表記に現れるのか、具体的な品詞と用例の一部を示す。また、具体例を示す際、当該字母を太字ゴシック体に、音仮名を四角で囲み示す。

〔サ〕「左」・正訓字間 接頭語(二二) 接尾語(四) 計【二六例】

例) 鳴而度(鳴きてさ渡る) 卷十・一九六〇)

・音仮名間 名詞(七) 動詞(六) 副詞(二) 【二五例】

例) 安左里為(漁りし) 卷六・九五四)

〔佐〕「正訓字間 接頭語(三) 【三例】

例) 袖指代而佐寐(袖指し代へてさ寝し) 卷八・一六二九)

・音仮名間 動詞(九) 名詞(六) 形容詞(二) 助詞(二) 【二七例】

例) 花毛佐家礼杼(花も咲けれど) 卷一・一六)

〔サ〕に関しては、正訓字間の仮名表記には接辞しか用例がなく、一方の音仮名間では動詞、名詞、副詞、形容詞、助詞の用例があるように、正訓字間／音仮名間で表記する語が異なる。字母の違いは正訓字間／音仮名間という環境によるものか、表記する語によるものか判断がつけられない。

〔シ〕「之」・正訓字間 助動詞(二三四) 動詞(七四) 動詞(四〇) 形容詞(二二) 【三七〇例】

連語(六) 副詞(四) 名詞(一)

例) 結之情(結びし情) 卷三・三九七)

・音仮名間 助動詞(九) 助詞(八) 形容詞(七) 連語(六) 動詞(三) 【四〇例】

副詞(二) 感動詞(二) 名詞(一) 補助動詞(一) 枕詞(一) 【四〇例】

例) 潔身而麻之平(禊ぎてましを) 卷三・四二〇)

〔思〕「正訓字間 助詞(七) 助動詞(二) 副詞(二) 【二〇例】

例) 神恩将御知(神し知らさむ) 卷十二・三一〇〇)

・音仮名間 助動詞(二七) 動詞(二〇) 形容詞(七) 名詞(五) 副詞(四) 【四八例】

助詞(二) 連語(二) 感動詞(二)

例) 名附家良思蒙(名附けけらしも) 卷六・九七七)

〔シ〕をあらわす仮名は、正訓字間／音仮名間を通して助動詞の表記に多く用いられる。正訓字間の助動詞表記は「之」二三四例、「思」二例に対し、音仮名間の助動詞表記は「之」九例、「思」一七例と、同じ助動詞の表記でも正訓字間には「之」が、音仮名間には「思」が偏って現れており、環境によって異なる字母が現れる傾向が見られる。次いで表記用例の多い助詞は、「思」による音仮名間の用例が二例と少ないが、動詞、形容詞、副詞など、他の多くの品詞について正訓字間には「之」が、音仮名間には「思」が多く現れている。

〔ム〕「牟」・正訓字間 助動詞(二六) 【二六例】

例) 待牟妹(待つらむ妹に) 卷三・四四五)

・音仮名間 助動詞(九) 名詞(三) 動詞(二) 【二三例】

例) 住波牟等(住まはむと) 卷四・五七八)

〔武〕「正訓字間 助動詞(三) 【三例】

例) 追及武道之 (「追ひ及かむ道の」 卷二・一一五)

・音仮名間 助動詞 (一〇) 名詞 (三三) 動詞 (三)

【二六例】

例) 神家武毛 (「神さびけむも」 卷四・五二二)

「ム」をあらわす仮名は、正訓字間／音仮名間とも助動詞の表記に用例が多いが、正訓字間の助動詞表記は「牟」が二六例、「武」が三例、音仮名間の助動詞表記は「牟」が九例、「武」が一〇例である。音仮名間はあまり差がないものの、やはり「牟」は正訓字間に、「武」は音仮名間に現れる傾向が見られ、表記する語ではなく、正訓字間／音仮名間という環境が使用字母の違いに関わると思われる。

〈ヤ〉「也」・正訓字間 助詞 (三七)

【三七例】

例) 浮宿也應為 (「浮き寝やすべき」 卷七・一一三三五)

・音仮名間 助詞 (八) 形容詞 (二) 名詞 (一) 感動詞 (一)

【二二例】

例) 八多也 (「将や将」 卷四・七六二)

「夜」・正訓字間 助詞 (一) 枕詞 (一)

【二例】

例) 過而夜将行 (「過ぎてや行かむ」 卷七・一一七四)

・音仮名間 名詞 (七) 助詞 (三) 動詞 (二) 副詞 (二) 形容詞 (一)

例) 熊来乃夜良尔 (「熊来の沼に」 卷十六・三八七八) 【二五例】

「ヤ」をあらわす仮名は、正訓字間／音仮名間ともに、助詞の表記例が多い。正訓字間の助詞表記は、「也」が三七例、「夜」が一例、音仮名間の助詞表記は、「也」が八例、「夜」が三例である。正訓字間／音仮名間のどちらも「也」の用例が多い。また、「夜」は音仮名間に名詞を表記する用例が七例と多く、「也」の名詞を表記する用例は一例のみである。このことから、「也」は助詞を、「夜」は名詞を主に表記する字母であるとも考えられるが、「夜」の用例だけを見ると、正訓字間の助詞表記一例、音仮名間の助詞表記三例と、同じ品詞の表記でも音仮名間に多いことが言える。字母の違いは表記する語によるものか、正訓字間／音仮名間という環境によるものか、この用例でははっきりと判断しがたい。

以上のとおり、「サ」「シ」「ム」「ヤ」について個々の用例を見てきた。「サ」と「ヤ」は決定的な判断が保留されるが、「シ」「ム」を見る限り、正訓字間／音仮名間に特定の字母が偏る傾向は、各字母が表記する語を異にしているためではなく、正訓字間であるか、音仮名間であるかという、そのことが使用字母を決定しているため生じていると考えられる。

三、正訓字に親和的な字母と独立的な字母

仮名字母の使用される箇所が正訓字間／音仮名間に偏って見られるのは、それらが正訓字に親和的であるか、正訓字とは離れて独立的に日本語を表記するかという違いがあることを示す。正訓字間に偏る「左」「之」「牟」「也」は、正訓字と交えて用いられるため「正訓字に対して親和的」であり、音仮名間に偏る「佐」「思」「武」「夜」は、仮名だけで語を表記するため「正訓字に対して独立的」であると言える。異なる二つの性

《表2：『続日本紀』宣命に見える仮名の大小・小書別使用環境》

		大書			小書		
		正訓字間	仮名間	その他	正訓字間	仮名間	その他
サ	左	0	0	0	0	1	3
	佐	0	11	2	0	3	7
シ	之	2	10	4	36	68	108
	志	0	11	2	11	12	13
	自	0	2	0	6	9	11
ム	斯	0	7	3	0	2	0
	牟	0	5	1	36	17	51
	武	0	1	1	2	5	8
	无	0	0	0	2	2	3
ヤ	無	0	0	0	0	0	1
	也	0	1	0	1	0	2
	夜耶	0	6	4	2	5	7
		0	0	4	0	0	0

の四音節に関して、『続日本紀』宣命⁵において大書、小書の仮名を区別し、正訓字間に孤立するか、仮名の並びの中で使用されるかについて、その用例を字母ごとに示すと次の表2. のようになる。『続日本紀』宣命には、『万葉集』とは異なり、「シ」をあらわす仮名に「思」は使われない。そのため「シ」については「之」と「思」とを対比できないので、まず他の三音節をそれぞれ確認したい。

「サ」は、「左」の大書される用例がなく、大書の場合は常に「佐」が用いられる。またその場合正訓字間には書かれず、全一三例中一一例までが仮名間に書かれる。小書

格をもつ万葉仮名が、一つの表記の中に不分明に交え用いられているのが、訓字主体表記なのである。つまり、万葉仮名についてどのような字母を用いるかという判断は、従来言われてきた位相や表記体のような資料性によるもののみではなく、同じ資料の同じ表記体の中でも、正訓字の有無という表記環境によって異なるということになる。それはあくまでも傾向であるが、注意すれば一首の歌の中にも見ることができるといえる。

右は二二九番歌の音仮名のみを四角で囲んだものである。この歌には、「シ」をあらわす仮名として「之」「思」二種類の字母が使われるが、「之」は正訓字間、「思」は音仮名間と、正訓字の有無という環境の違いによって字母が使い分けられている。もちろんすべての歌において必ずしも同一音節に二種類以上の字母が使われるわけではなく、歌によっては一首内にその音節を仮名表記する回数が一回以下ということも多々あるわけだが、このような字母の性格を考慮する意識が、『万葉集』の訓字主体表記を通して全体にあるからこそ、表1で見たような「サ」「シ」「ム」「ヤ」に関する字母使用の傾向があらわれるのであろう。

では、万葉仮名に見られるこの異なる二つの性格は、『万葉集』にのみ特有のものなのであろうか。同時代の資料には、正訓字間に位置する仮名を見つけることが非常に困難である。漢文やいわゆる変体漢文の中に見られる用例は、仮名を複数並べて語を表記する訓注の役割を果たすものが主で、これまで述べてきた「正訓字に対して独立的」な仮名しか検証することができない。「正訓字に対して親和的」な仮名が最も多く見られるのは、宣命体の資料である。『続日本紀』の宣命には、仮名が正訓字と変わらず大書で書かれる場合と、小書で書かれる場合とがある。大書の場合は多くが自立語の表記であり、正訓字間に仮名が孤立することはほとんどない。つまり、大書の仮名はそれ自体が「正訓字に対して独立的」であると言えるであろう。一方、小書の場合は多くが付属語や活用語尾の表記であり、一音節の場合は正訓字間に孤立することもあるが、語の音節が複数にわたれば仮名が並ぶこととなる。特に正訓字間に孤立する小書の仮名は、「正訓字に対して親和的」であると考えられる。前節で述べてきた「サ」「シ」「ム」「ヤ」

難波方

塩干勿有

曾幽

沈

妹之光

鏡

見卷苦

流思

母

(卷二・二二九)

の場合は「左」四例「佐」一〇例とやはり「佐」が多いが、どちらにも正訓字間の用例がなく、仮名間には「左」が一例、「佐」が三例用いられる。全体として正訓字間の用例が一例もないため、正訓字間に用いられやすい字母は特定できない。ただし「正訓字」に対して独立的である大書の場合「佐」に多く、さらに小書の場合も仮名間には「佐」の方が多く用いられることから、「佐」は「正訓字」に対して独立的な傾向が「左」よりも強く認められる。これは『万葉集』で見られた結果と一致している。

「ム」について、四種類の字母が使われているが、今は「牟」「武」についてのみ考察すると、大書・小書のどちらにも「牟」の用例が多い。大書の場合、「牟」は全五六例中五例、「武」は全二例中の一例が仮名間に用いられる。小書の場合は、「牟」が全一〇四例中正訓字間に三六例、仮名間に一七例、「武」が全一五例中正訓字間に二例、仮名間に五例見える。大書から二字母の傾向を読み取ることは難しいが、小書から、「牟」は仮名間よりも正訓字間に多く用いられ、「武」は正訓字間よりも仮名間に多く用いられることが言える。つまり二字母を比較して、『万葉集』で見られたように、「牟」は「正訓字」に対して親和的」な字母であり、「武」は「正訓字」に対して独立的」な字母であると言える。「ヤ」についても「也」「夜」だけに考察を絞ると、大書・小書とも「夜」の用例が多い。大書の場合、「也」が仮名間に一例のみ用いられ、これが大書の「也」の唯一例である。「夜」も正訓字間の用例はないが、大書される一〇例のうち六例が仮名間に用いられる。小書の場合は「也」が全三例中、正訓字間に一例、仮名間には用いられない。「夜」は全一四例中正訓字間に二例、仮名間に五例用いられる。「也」の用例が少なく心許ないが、「夜」が正訓字間よりも仮名間に使用例が多いことは言え、これも「夜」が「正訓字」に対し独立的」であるという『万葉集』に見られた傾向と矛盾するものではない。

さて、「シ」であるが、「之」と「思」とを対照することはできないため、「之」独自の性格を見てみたい。まず、「シ」の音節を万葉仮名であらわす用例が全三一八例あるうち、「之」は二二九例と、総数の三分の二以上を占める最も普通の仮名である。大書・小書ともどの字母よりも「之」の用例が多いが、大書には一六例、小書には二二二例と、特に小書に偏っている。「シ」の音節が大書される全用例が四一例、小書される全用例が二七六例ということを考え、全体数に占める「之」の割合を見ても、「之」は大書よりも小書に用いられやすい字母であると言える。また、「之」は、大書には珍しく、正訓字間に孤立して仮名であらわされるものが二例ある。これは二例とも助動詞キの連体形シを表記したものであり、この語を仮名表記するものは他に四二二例あるが、それらはすべて小書され、この二例の特殊な様子がかげえる。本来「正訓字」に対して独立的」である大書部分において、正訓字間に孤立して仮名が書かれるという「正訓字」に対して親和的」な仮名の字母が「之」であるという意義は大きい。大書よりも小書に用いられやすいという点からも、やはり「之」は、「正訓字」に対して親和的」であること、『万葉集』に見られた傾向と矛盾しない。

以上のように、『続日本紀』宣命に見られる「サ」「シ」「ム」「ヤ」をあらわす仮名を見てきた。用例の少なさにより性格を積極的に捉えられない字母もあるが、おおむね『万葉集』の訓字主体表記に見られた「正訓字」に対して親和的」な字母、「正訓字」に対して独立的」な字母は、『続日本紀』宣命と一致している。「思」字の使用など、『万葉集』に特有の用字は考慮する必要があっても、やはり全体として漢字と交え用いられる仮名

字母に二つの異なる性格があることは、上代の表記に広く認められるのではないか。

四、正訓字に対して親和的な字母の特徴

正訓字と仮名とを交え用いる表記において、「左」「之」「牟」「也」が「正訓字に対して親和的」であることを述べてきた。ここで、ではなぜこれらの字母がそのような性格をもつものとして選ばれたのかを考えてみたい。『万葉集』においては、「佐」「思」「武」「夜」との比較という観点から見て、次の二点が言えるであろう。

①字形が簡略である。

②字義に実質的意味が乏しい。

まず①の字形については、「佐」「思」「武」「夜」よりも明らかに「左」「之」「牟」「也」の方が少画であり、簡略な字形をしている。②の字義については、実質的意味の強さをはかることが困難である。しかし、『万葉集』の表記者が字義を考慮して仮名を使用していたことは明らかであり、例えば橋本四郎（一九五九a）は、記紀万葉に使用頻度の高い万葉仮名字母について、同じ漢字を正訓字として使用することは全くないか、あってもごく少数であること、反対に正訓字としての使用頻度の高い漢字は、音仮名としての用例があっても少数であることを述べている。つまり万葉仮名は字形が漢字である以上、漢字として本来もつ表意性を拭い去ることができず、表意的な正訓字としての使用頻度の高い漢字は、表音に徹すべき仮名の字母として使用が制限されるということである。この点で、正訓字としての使用頻度が高い漢字は、実質的意味が強いと言えよう。同様のことは池上楨造（一九六〇）にも述べられる。また、前掲の沖森（一九八九）では、『万葉集』の音仮名ヤ「夜」、モ「母」について、字母である漢字の正訓字としての使用数が多いことから、「夜」「母」は表意性が強く、そのため表意主体の諸巻（訓字主体表記巻）には仮名としての使用が少なくなったと述べている。これらのことをふまえ、参考に各字母が正訓字として『万葉集』の訓字主体表記中に使用される用例数と訓の例を示すと、次のとおりである。

左（八）：ヒダリ等
 之（二八〇八）：ガ、ノ等
 牟（なし）
 也（なし）
 佐（一）：タスク
 思（二一九）：オモフ等
 武（一）：モノノフ
 夜（三五九）：ヨ、ヨル等

「ム」「ヤ」はともかく、「サ」「シ」については、必ずしも「佐」「思」の正訓字としての用例が「左」「之」より多くはない。し

《表3：固有名詞表記の字母使用回数》

音節	字母	訓字主体表記	
		固有名詞	ほか
サ	左	3	161
	佐	37	82
	ほか	3	36
シ	之	2	649
	思	5	160
	ほか	32	379
ム	牟	0	98
	武	3	129
	ほか	0	7
ヤ	也	2	106
	夜	2	30
	ほか	0	1

かし、「サ」に関しては、訓字主体表記中、地名「佐保^{さほ}」や「佐太^{さだ}」などの固有名詞表記に「佐」が集中して使用されるという傾向が見られる。訓字主体表記中に四音節の各字母が固有名詞を表記する用例は、表3のとおりである。固有名詞は和語であり、表記に音仮名が使われる場合、字訓を使用しない点では

漢字の表音的利用と考えざるをえない。ただし、特定の漢字により固定的な表記がなされることで表語性を得ているという性質があり、純粹な音仮名と考えるには躊躇されるものである。本稿でも表1では固有名詞表記を除いて用例を数えている。そのような、漢字の表語的使用に準ずると思われる固有名詞の表記として、「左」が三例に対し「佐」が三七例と、「佐」に用例が偏って見られることは、「佐」の表語性の傍証となるように思う。また、「シ」に関して、正訓字「之」は訓字主体表記中、格助詞「ガ」「ノ」に併せて二八〇三例、接続助詞「バ」に三例、「ナガラ」に一例、助動詞「ナリ」に二例用いられ、すべての用例が助詞か助動詞の表記である。『万葉集』の「之」は、正訓字として使われる場合、関係概念の表記には用いられなくても、実質概念をあらわすものとしては用いられないのである。その意味で、実質的な意味が乏しい漢字であると言えよう。また、対する正訓字「思」は、主に「思う」の意味で多数使用され、実質の意味を強くもつ漢字であると考えられる。

このように、「正訓字に親和的」な「左」「之」「牟」「也」は、「佐」「思」「武」「夜」に比べ、①字形が簡略であり②実質の意味に乏しいという特徴が見られるが、この特徴をもつ仮名は、すなわち正訓字と交え用いられた際に、一見して仮名であることが分かりやすい仮名、とすることができると言える。正訓字は様々な語をあらわすため、音節数の決まっている仮名よりも遙かに多くの字種が求められ、字形も複雑多岐にわたっている。その中で、比較的字形の簡略な字母が仮名として繰り返し用いられれば、見た目にも仮名であることの指標となり、その文字が正訓字か仮名かというよむ際の判断を容易にする。また、いかに簡略な字形であっても、字義に実質的な意味を強くもち正訓字としても頻用される字母は、仮名として正訓字と交え用いるには適しない。仮名であるにもかかわらず読者が正訓字と間違えて誤読が生じたり、もしくはよむ際にその字が示す実質的な意味を喚起させてしまったりすることになりかねないからである。その点「左」「之」「牟」「也」は実質的な意味に乏しく、字義の上でも正訓字ではなく仮名であることが分かりやすいのである。

第二節でも述べたが、訓字主体表記は一見して漢字が連ねられているため、その文字が正訓字であるか仮名であるかを判断する必要がある。その際、正訓字間に孤立して書かれる音仮名には、字形と字義において一見して仮名であることが分かりやすい字母を置き、歌のよみを特定する手助けとしていたのではないか。「左」「之」「牟」「也」は、それ自身が正訓字間に置かれることで、仮名であることの指標となるような字母なのである。

五、正訓字に対して独立的な字母の特徴

正訓字間に置く仮名字母には、仮名であることが一見して分かりやすいことが求められるが、音仮名間に多く使用される「正訓字に対して独立的」な字母については、特に仮名であることの指標となる必要はない。音仮名が並ぶことで語を表記するという前提があれば、どのような字母であれ、音よみしてゆけば語形が捉えられるからである。実際に、表1の「サ」「シ」「ム」「ヤ」を見ても、前後の文字が正訓字である環境の方は、

「左」「二六例／「佐」三例、「之」三七〇例／「思」一〇例、「牟」二六例／「武」三例、「也」三七例／「夜」一例と、「左」「之」「牟」「也」に極端に用例が偏って見られるのに対し、前後の文字が音仮名である環境では、「左」一五例／「佐」一七例、「之」四〇例／「思」四八例、「牟」一三例／「武」一六例、「也」一二例／「夜」一五例と、「佐」「思」「武」「夜」に用例が多いものの、「左」「之」「牟」「也」もそれに近いほど数が見られ、極端な偏りとと言えるほどの傾向は見られない。このことは、仮名間にはどのような字形・字義の字母も自由に使えたのに対し、正訓字間には特に字形が簡略で字義も実質的な意味に乏しい字母を使おうという制約が強かったためと考えられる。これを図示すると次のようになる。

【表記体】 【環境】 【制約】 【使用字母】

訓字主体表記
正訓字間 ↓ 字形簡略
意味弱い
音仮名間 ↓ 制約なし ↓ (「左」「之」「牟」「也」)

【字母の性格】

「左」「之」「牟」「也」…どの箇所にも自由に使用され、場合により「正訓字に対して親和的」にも「正訓字に対して独立的」にもなりうる。

「佐」「思」「武」「夜」…正訓字とは別に、仮名のまとまりで語を表記する箇所に制限され、「正訓字に対して独立的」な傾向を強くもつ。

音仮名間は「正訓字に対して親和的」になることのできる字母を排除するものではなく、むしろどちらも自由に使われた。正訓字間にごそ使用字母の制約があったのであり、ここでは字形が複雑で実質的な意味の強い「佐」「思」「武」「夜」のような字母は排除される。かくして「佐」「思」「武」「夜」には、「正訓字に対して独立的」な傾向が定着することとなった。これに対する仮名の性格は「正訓字に対して親和的」なものであるが、正訓字間においてその性格をもつ仮名字母「左」「之」「牟」「也」は、音仮名間にも問題なく使用され、その際には「正訓字に対して独立的」にもなりうるのである。このことは、『万葉集』の成立と同時代の実用的仮名散文資料とされる「正倉院仮名文書」に「佐」「之」「牟」「夜」が使用され、資料性にかかわらず異なる性格の字母が混用されることからもうかがえる。

以上、上代の万葉仮名は文字の使用環境に応じた用字がなされ、それは字母である漢字の字形と字義への配慮によることを述べてきた。訓字主体表記に見える二種の仮名は、万葉仮名を漢字と交えて用いなければならない際に、よみやすく、またよみ誤ることのないように考案された上代人の工夫である。これまで、一つの資料の同じ表記体の内部においても、正訓字の有無という表記環境が仮名字母に影響を与えることは指摘されてこなかった。万葉仮名表記の新たな捉え方として、表記環境を視野に入れることを提案したい。

【注】

- 1 本来は歌ごとに正訓字の含まれる割合が異なるが、おおむね訓字主体表記巻には正訓字の割合が高いため、本稿では訓字主体表記すなわち訓字主体表記巻の表記とする。仮名主体表記も同様。巻十九は分類の見解が研究者の間で異なるが、本稿では主に訓字主体表記について取り扱うため、資料としての純粹さを保つ目的で仮名主体表記巻に分類する。
- 2 本稿で調査対象とする万葉仮名は、『萬葉集 本文篇』の題詞・左注を除く歌本文より用例を拾った。また、本稿では音仮名のみを考察対象として取り扱う。訓仮名は、橋本四郎(一九五九b)によって、そもそも正訓字との親密さが強いことが言われており、音仮名とはその性質を大きく異にすると考えられるため、並べて扱うことを避けた。なお、「香(カ)」や「辺(ヘ甲)」のような、音仮名か訓仮名か区別のつかないものや、人名や地名など固定的な表記となりやすい固有名詞の表記に現れる仮名は、用例の対象から外し、文字の種類としても「不明」と考えた。
- 3 用例が三〇例以下の字母は、複数あっても「ほか」の欄にまとめて示す。仮名の前後で文字の種類(正訓字／音仮名／訓仮名)が異なるもの、さらに仮名が歌頭や歌末に現れるものは除いている。ただし、仮名が句頭や句末に現れるものは、歌頭・歌末でない限り歌中と見なして用例に数える。
- 4 音節「シ」には多くの字母があるが、「思」に対する字母としていま、「シ」の最も一般的な字母である「之」を据える。他も用例の特に多い二字母についてのみ取り扱う。
- 5 小谷博泰(一九七二)によると、宣命体の成立について、はじめ宣命大書体があり、のちに仮名部分が小書されるようになって宣命小書体が成立したという。小谷氏は『続日本紀』についても、第一詔、第二詔はもと宣命大書体だったものが、のちに双行の小書に書き換えられたものと述べる。いま、本稿では『続日本紀』の原形がどのようであったかを論じる用意はなく、第一・二詔についても他と同様に扱う。宣命大書体はその表記原理として『万葉集』訓字主体表記に非常に近く、宣命大書体をふまえて成立したとされる宣命小書体も、訓字主体表記との比較に際し有効と考える。
- 6 『続日本紀』宣命の用例と大書・小書の判断については、北川和秀『続日本紀宣命 校本・総索引』(一九八二 吉川弘文館)を使用した。表2中の「その他」とは、前後の文字の種類が異なるものや、前後の文字が正訓字か仮名かの判別ができないものである。
- 7 『万葉集』で「佐」「思」「武」「夜」が正訓字間に用いられる例外的なものについて、その理由を考えると、一、「正訓字に対して親和的」な字母の変字として使われる。二、その音節をあらわす仮名として一首中に当該字母しか使われず、表記者に字母選択の余地がない。三、特に実質の意味を有する字母を使用することによって、歌の表現性に資する目的がある。などが考えられるが、理由の見だしにくい例もある。なお検討したい。

《参考文献》

- 池上禎造(一九六〇)「正訓字の整理について」『万葉』三十四号
- 犬飼 隆(一九七三)「万葉」仮名 から仮名へ」『国語学』九三号『上代文字言語の研究』(笠間書院 二〇〇五) 補訂所収
- 大野 透(一九六二)『万葉仮名の研究』(明治書院)
- 沖森卓也(一九八九)「万葉仮名と文章文体」『万葉集研究 第十七集』(塙書房)『日本古代の表記と文体』(吉川弘文館 二〇〇〇) 補訂所収
- 春日政治(一九三三)『岩波講座日本文学 仮名発達史序説』(岩波書店)『春日政治著作集 一』(勉誠社 一九八二) 所収
- 亀井 孝(一九五七)「古事記はよめるか」『古事記大成 三 言語文字篇』(平凡社)『日本語のすがたところ 二』(吉川弘文館 一九七五) 所収
- 小谷博泰(一九七二)「宣命体の成立過程について―藤原宮跡出土木簡をめぐって―」『国語と

『国文学』四六卷一号『木簡と宣命の国語学的研究』（和泉書院 一九八六）所収
橋本四郎（一九五九 a）「r」と「字音仮名」―上代語の清濁を中心に―『万葉』三十号『橋
本四郎論文集 国語学編』（角川書店 一九八六）所収
（一九五九 b）「訓仮名をめぐって」『万葉』三十三号『橋本四郎論文集 国語学編』（角
川書店 一九八六）所収

《付記》

本稿は、『国文学研究』第一六八集（早稲田大学国文学会二〇一二年十月十五日発行）
三四―四六頁に掲載された論文を再掲載するものである。